

平成30年第4回笠松町議会定例会会議録（第2号）

平成30年12月14日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長	3番	尾 関 俊 治
副 議 長	5番	田 島 清 美
議 員	1番	竹 中 光 重
〃	2番	古 田 聖 人
〃	4番	川 島 功 士
〃	6番	伏 屋 隆 男
〃	7番	岡 田 文 雄
〃	8番	安 田 敏 雄
〃	9番	船 橋 義 明
〃	10番	長 野 恒 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	広 江 正 明
副 町 長	川 部 時 文
教 育 長	宮 脇 恭 顯
監 査 委 員	小 林 正 明
総 務 部 長	村 井 隆 文
企画環境経済部長	堀 仁 志

住民福祉部長	服部 敦美
建設水道部長	田中 幸治
教育文化部長	足立 篤隆
会計管理者 兼会計課長	那波 哲也
総務課長	佐々木 正道
企画課長	山内 明
環境経済課長	伊藤 博臣
福祉子ども課長	花村 定行
健康介護課長	今枝 貴子
水道課長	田島 茂樹

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	平岩 敬康
書 記	中野 妙子

1. 議事日程（第2号）

平成30年12月14日（金曜日） 午前10時開議

日程第1 一般質問

○議長（尾関俊治君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 一般質問

○議長（尾関俊治君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順により、順次質問を許します。

6番 伏屋隆男議員。

○6番（伏屋隆男君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問させていただきます。

今回の一般質問は、水道法改正についてと敬老のつどいについての質問であります。

まず最初に、水道法改正についてを質問させていただきます。

先日まで行われておりました臨時国会において水道法が改正されました。これは水道事業を民間企業に委託できる、いわゆる民営化することができる法律改正であります。この水道法は昭和32年6月15日に制定されて運用されておりますが、全国全ての自治体で、住民に安心して安心な水を安定して供給するため、水道管を布設して管理してきたものであります。

ところが、笠松町でもそうであるように、当時布設した水道管や水源施設が老朽化し、布設がえや水源施設の建てかえを余儀なくされて、財政的に厳しい状況を迎えつつあります。

さて、水道法第1条に、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道を計画的に整備し、及び水道事業を保護育成することによって、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とすると定義されております。

今回の法改正では、端的に言えば民間企業が持っている技量や、広域連携を視野に入れてコスト削減を図り、将来に向けて水道料金の大幅な値上げをしなくても運営できると政府は説明しております。

しかしながら、民間企業に委託すれば利益追求をすることは当然であり、規模の小さい企業ではなく、ある程度大きな規模の企業になると思いますし、利益幅も大きくなると推察できます。そうなれば、行政が主導で行うより、またコスト削減より利益幅が大きくなり、水道料金も大幅な値上げにならざるを得ないと思われ、その負担は町民に強いられることとなります。

そこで、町長にお尋ねいたします。

今臨時国会でこの法律改正が可決されましたが、多くの国民はマスコミの報道で入管難民法ばかり取り上げられており、この法律改正は余り知らされておられません。

しかし、国民の生活で、先ほど述べました水道法第1条の目的にある豊富低廉な水の供給を図ることにならなくなるのではないかと思います。町長は今後どのようにしていこうと考えておられるのかお答えください。

次に、敬老のつどいについて質問させていただきます。

毎年9月の敬老の日に75歳以上の高齢者を対象に敬老のつどいを開催しております。11月1日現在で笠松町民2万2,314人中、75歳以上の高齢者は3,198人おられ、今後ますますふえていくと思われま。高齢化が加速度的に進む中、健康で長生きしていただくことを目指して、笠松町では種々の事業を展開しておりますが、その一つが敬老のつどいであり、笠松町を長く支えていただいたことに感謝する意味も含まれていると思ひます。

さて、その敬老のつどいには約500人の方々が参加され楽しんでおられると思ひますが、毎年同じようなプログラムで行われており、中でもプロの演歌歌手による歌謡ショーがありますが、余りなじみのない歌手ということもあり、親近感が持てないと言われる方もおられます。

そこで、町長にお尋ねいたします。

毎年同じようなプログラムで行われているのですが、事業内容の見直しをしてはどうでしょうか。高齢者の中にはカラオケが得意な方もおられ、衣装まで持っている方もおられるようです。財政的に厳しい状況で参加される高齢者により満足していただくため、プロの演歌歌手に支払う経費を参加者の持ち帰り商品をふやすことに充当したらと思ひますし、事業内容も参加される高齢者で実行委員会などもつくって、手づくりの敬老のつどいにしたらと思ひますが、町長の考え方を示してください。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（尾関俊治君） 6番 伏屋隆男議員の質問に対する答弁を求めます。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、伏屋議員さんからの御質問で、まず第1点目の水道法改正について、町の対応についての御質問であります。御質問の中にもあったように、水道事業というのは全国的に人口減少に伴う水需要の減少や水道施設の老朽化、また深刻化する人材不足等に直面をしてきておって、その基礎となる運営基盤の強化というのが大きな課題になってきておりますが、今回の水道法の改正は、これらの課題に対応するために水道事業の基盤強化を目的に広域連携や官民連携の推進を図るものとしておりますが、その中の一つに、地方公共団体が水道事業者等としての位置づけというのを維持しつつ、厚生労働大臣の許可を受けて水道施設に関する公共施設等運営権を民間事業者に設定できる仕組みを導入したものであります。この公共事業である水道事業というのは、やはり水道法においても、原則として市町村が経営するものと規定をされておりますので、またこの水道というのは、やはり町民の皆さんの日常生活に直結した健康と安全の確保に欠くことができない重要なものでありますので、民間のノ

ウハウの導入については、町民の皆さんの不利益にならないように、全国の水道事業者等の動向も見ながら慎重に見きわめていかなければならないというのが基本的な考えであります。その中で、今後の水道事業においては、笠松町新水道ビジョンの方針を踏まえて、私どもは引き続き笠松町で事業経営を行っていきたいと考えております。

次に、敬老のつどいの御質問であります。この内容の見直しについての考え方はどうなのかということですが、笠松町では御長寿をお祝いするとともに、長年にわたって社会に御尽力をいただいた皆さんに対して感謝と敬意をあらわして、敬老のつどいや敬老会などの敬老事業を行っております。

御質問にあった敬老のつどいの余興については、歌謡ショーを初め、過去には腹話術や落語やバイオリンやピアノの演奏なども行ってまいりました。そのような中で、参加される皆さんの御意見を聞くために、平成27年に敬老のつどいについてのアンケート調査を行わせていただきました。その調査結果において、いわゆる余興で見たいものとして、演歌や歌謡曲というのを御希望する意見が56%、そのときには占めておりましたから、ここ数年は演歌歌手による歌謡ショーを行ってきております。

しかしながら、事業内容については、今後、参加される皆さんにやはり満足していただける敬老のつどいとなるように創意工夫をすることは、御意見のとおり必要なことだと考えております。

ただ、議員の御提案の住民主体の敬老のつどいの実施も考えながら、老人クラブの皆さん等、関係団体の御意見もきちっと伺って、限られた財源の中でもありますから、そういうことをしっかり皆さんに御検討をいただきながら、せっかく行う敬老のつどいがありますので、より一層皆さんに御満足していただけるような事業となるように、これからも検討して進めてまいりたいと思っております。

〔6番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 6番 伏屋議員。

○6番（伏屋隆男君） 答弁ありがとうございました。

大体私が考えているようなことを今御答弁いただきましたので、そのようにお願いをしたいと思っております。まず水道法についてなんですけれども、実は昨日、けさでしたか、一つの例を挙げてテレビで報道されていたんですけれども、岩手県の雫石町の中にペンション群があるそうで、これは、まちから14キロ離れた山の中らしいんですけれども、そのペンション群を開発するときに、民間業者が開発したそうです。上水道を引くときに14キロも離れておるものですから、雫石町としては投資効果が薄いということでやらなかったと。それで、民間の開発した業者が自分のところでやりますということで、町と県の許可をとって民間で管理運営までやっていたわけですね。

ところが、その会社が景気が悪くなって、もう立ち行かなくなったと。水道をくみ上げるだけのポンプに使う電気が要るわけなんですけれども、9月、10月分の電気料金を電力会社に対して支払っていないと。それで、電力会社はもう来週の月曜日、12月17日でもう電気の供給をストップしますという通知が、もう先月、11月に来たそうです。それで、その管理会社がペンション群のオーナーの方々に、12月17日をもって水道はストップしますという通知を出して、先週でしたか、説明会もやったそうです。

要するに、民間企業がそういうことをやるということで、自分のところの利益がままならなくなって、経営が成り立たないということで切っていくわけですね。そうすると、先ほど町長さんが言われたように、住民の生命を維持するための水道事業ですので、これを民間に委託することによって、そういったケースが出てくるのではないかなという心配をするわけです。

それと同時に1995年でしたか、フランスで民営化がスタートしたんですね。それで、2000年から2014年にかけて33カ国で280自治体でしたか、そういったところも民営化をしたと。ところが、うまく機能しなかったのかどうかわかりませんが、それが全て公営のほうにまた戻したという例が新聞あたりでは載っておるんです。

そういったことを考えていくと、やっぱり慎重に対応せざるを得ないと思いますし、先ほどの例でもありましたように、民間企業が参入するには利益を追求するわけですので、笠松町単独で、例えば2万2,000人のような小さな市町で一業者が参入してくるということはまずあり得ない、やっぱり人口50万人ぐらいの規模でないと民間企業は参入はしてこないだろうということが思われるわけなんです。そういったことからいうと、県が今後、民間に委託する場合は、県がある程度リーダーシップをとって、県内の自治体を広域化していくというふうにも話が聞こえてきているんですけれども、こういった動きというのは町長さんのところに情報は入っているんですか。まずそれをお尋ねしたいんですが。

○議長（尾関俊治君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今度の水道法の改正で行われた一番の主な問題というのは、いわゆる水道の管理や権利というのは自治体が持ったままで、運営権を民間に委託して一緒にやる、いわゆるPFIの一つのコンセッション方式でやるということが認められた法律ではありますが、今言われた岩手県のような例とは、またコンセッションとは全く別でありますので、そういう問題の中で、これから昨年度、全協のときにもお知らせしたように、私どもは私どもなりの水道ビジョンの中で計画を立てながら進めておるわけでありますから、今すぐ民営化の中で水道事業をやっという体制ではありませんから、しっかりした経営方針を示した中で、今の笠松町の体制でやっていきたいと思っております。

ただ、今言われたように県がいろんなことを主導して民間業者等の育成や監視をするシステムをつくることは大事かもしれませんが、今、僕が思っておるのは、やはりこういう法律が改

正された限り、全国同じような悩みや問題を持って進んでいくと思いますから、これは水の安全性の確保を考えると、これはやっぱり国が一つのそういう水道事業者に対する監視や規則をつくれるような体制をしないと、県ごとでやることでもない部分も出てきますから、ちょうどこの水道法が改正された機会に今おっしゃったような問題が必ず出てきますので、そういうことをやっぱり見きわめながら体制をとっていくと思います。国にもそういう要望もしながら、これから方向性が出てくるのではないかと思います。

ただ、笠松町は、今申し上げたように水道ビジョンの事業に沿って、今の体制で町の運営の中でしっかりした体制固めをしていきたいと思っております。ちょうど平成3年、水道が引かれて以降、私どもの町は水道料金が1,166円のまま三十何年、四十年来た町でありますから、当然、御承知のように消費税が上がったときには消費税の分だけをいただいておりますが、基本料金はそのまま、県下で一番安いと思われる水道料金で安全な、そして安心な水を供給してきた実績がありますので、これからもビジョンに関しては議会の皆さんとも協議もしながら、町としての体制づくりをしっかりしていきたいと思っております。

〔6番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 伏屋議員。

○6番（伏屋隆男君） おっしゃることで、よろしくお願ひしたいと思います。

そしてもう一つ、ちょっと私もよくわからない点があるのでお尋ねしますけれども、私ども行政が水道事業というものをやっていくべきだというふうな考え方を持っているんですけれども、仮に、先ほど申しましたように県が主導して大きなブロック、広域連携をして民間委託というような話になったときに、ちょっと今うわさなんですけれども、岐阜市と大垣市に対して外資系の企業が参入をするようなうわさがあるということをお聞いたんです。こういうことをおっしゃる方がいらしたんですけど、この外資系の企業が入り込んだときに、運営権だけなんですけれども、運営権が外資系のところに行ったときに、日本の水を外国へ売ってしまうんじゃないかというようなことも心配するというようなことも言われているんです。それとか例えば水質、今、日本は水道法によってその基準が定められているんですけれども、外国は非常にそれが緩いわけですね。そういった水質が悪化されるんじゃないかというような懸念を持つということもおっしゃられるんですが、例えば外資系の企業に運営権を任せるときに、そういったことって起き得るんですかね、それをちょっとお尋ねしたいんですが。

○議長（尾関俊治君） 広江町長。

○町長（広江正明君） そういう仮定の話はいろいろ想像できますから、今、私がいろんなことを言うわけにはまいりませんが、やはり初めに申し上げましたように、水の安全性の確保とか、あるいは持続性とかというのは、もう住民の皆さんの命を守ることと同じことでありますので、その基本からいくと、私は今申し上げたように、笠松町においては町が責任を持った水道事業

を進めることが、やっぱり住民の皆さんとの信頼関係の中でやることが一番安全だと思います。

ただ、これから出てくるかもしれない水道の連携については、例えば笠松町のような町は、岐阜市や羽島市や岐南町や各務原市、みんなつながっておりますので、いわゆる水道の事業の効率からすると連携ということが大事な部分になってくるかもしれません。今、時期的に非常に判断が難しいと思っているのは、今、我々が水道ビジョンでもうあと2年か3年後に第1水源地を今のところをもう整備してやっていかなきゃならない、あるいは古い老朽管の整備をしていかなきゃならないというときに、効率で考えれば、確かに第1水源地は岐阜市とも接しているところでありますから、笠松町と岐阜市の一部が一緒になれば効率は非常にいいことだと思います。そうであれば、じゃあ、今のこれから我々が整備していこうという水源地の規模というのは、これからは人口減少があつて、我々はもっと縮小した規模で体制をとれるなあと思つていた中で、そういう連携になれば縮小ができなくなる部分があるということもあります。そういう連携でどうのこうのということは将来あり得るかもしれませんが、なかなかそういう状況になる前に、今の水道をきちっと体制を変えなきゃならない、住民の皆さんの安心・安全を買う事業として目の前で進めたいと思っております。将来あり得るかもしれない連携のことも頭の中には想定をしながら組み入れていくことだと思います。

ただ、今おっしゃった外国系の企業については、それがいいとか悪いとかはわかりません。ただ、初めに申し上げたように、議員も言われたように世界の33の国の260、270の都市が、いわゆる民営化からもう一回公営に切りかえているという状況は、やっぱりしっかり理解をしなければならぬ状況でもあると思いますので、そういう全体の流れや状況を確保しながら判断をしていきたいと思っております。

[6番議員挙手]

○議長（尾関俊治君） 伏屋議員。

○6番（伏屋隆男君） この件に関しましては、そのように進めていただきたいというふうに思います。

次に、敬老のつどいの件ですが、先ほど町長さんの答弁で、平成27年にアンケート調査をしたら、参加者の方々は演歌を聞きたいというようなことへの回答があつたということなんですけれども、それでここ数年は演歌歌手による歌謡ショーを行っているということなんですけれども、先ほど申しましたように、いわゆる高齢者の方、参加される方の中にはカラオケも好きで、衣装も持っているというような方もたくさんいらっしゃるわけなんです。そういった手づくりの歌謡ショーと申しますか、そういったものにしていって、プロの方にお支払いするギャラが、お聞きしましたら20万円ぐらい払っているという話なんですけれども、20万あればもう一品余分に参加者の方々にお菓子もお配りできるんじゃないかなと。特に、高齢の方は、たくさんお土産をもらって帰っていくと喜ばれるわけですね。そういったふうにしたほうが私はいいのでは

ないかなということをおもいますが、その辺はどうですか。

○議長（尾関俊治君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 敬老のつどいのときに、約400人近い方にアンケートをさせていただいた中の結論で、56%ぐらいの人が歌謡曲や演歌がいいなというのがあったと同時に、やはりいろんな御意見をいただいた中には、バイオリンやピアノの生演奏がいいよということも、あるいは今言われたようにカラオケやそういうのもいいよというような御意見がございました。やはり我々は皆さんを御招待して楽しんでいただけるようなことを提供する側でありますし、それを楽しんでいただくのが敬老会の参加者の皆さんでありますから、皆さんがカラオケがいいということをおいばい言われれば、それはやる価値があると思います。

ただ、30人、40人の敬老のグループでカラオケをやるのと違って、何百人という方の前でやることは、やはりみんながそれを納得して楽しんでいただかなきゃならないというものでもありますので、それをお聞きしたことや今のアンケートのことについても含めて、これからの運営をもう一度主催者の一つである老人クラブの皆さんにいろいろ御意見を伺いながら、議会でそういう御発言があったことも踏まえて、やはりみんなが納得して楽しんでいただける集いになるように、いま一度努力をしていきたいと思っています。

〔6番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 伏屋議員。

○6番（伏屋隆男君） そこで、実は一つ紹介をしていきたいんですが、以前、私の知り合いから聞いた話なんですけれども、私も実際にテレビを見ていないんですが、テレビ愛知ですね、いわゆるテレビ東京が放送した中でカラオケバトルという番組があるんですね。あの番組に、実は円城寺の方が出てみえるんです。アメリカ人なんですけれども、英会話教室の講師をしていらっしゃる方なんだそうですけれども、その方が出て、12人の予選があって決勝は6人だということで、その12人の予選からテレビ放送が2時間ぐらいの番組でやってみたいですけれども、その予選のときには、その中で1番だったそうです。6人の決勝では3番だったというんですけれども、その方が笠松に住んでいらっしゃるということなんです。何を歌われたかわからないんですけれども、カラオケは間違いありません。カラオケバトルだということですから。そういう方もいらっしゃるわけですので、仮に、その方に、こういう行事でもし出たときにギャラは払えんけどいいかねと言ったら、いや、そんなお金は要りませんと、多少交通費ぐらいをくれればいいですよという話もしてみえたんです。先ほども言いましたように余り経費もかけなくて、皆さんで喜んでいただけるようなプログラムになれば、来ていただいた方々により喜んでいただいて帰っていただくということになるのではないかなということをおもいますが、そういった方もおられますので、そういったことを参考にしながら、来年の31年度の企画をするときに老人クラブの方々ともよく相談をしていただいて検討していただきたいなと思います。

では、そういうことを要望して質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（尾関俊治君） 2番 古田聖人議員。

○2番（古田聖人君） おはようございます。

議長のお許しが出ましたので、通告に従い質問させていただきたいと思います。

先般、ことしの漢字、恒例の清水寺で貫主さんが書かれる字が発表されましたが、ことしの漢字は「災」ということでした。確かに大きな地震がありましたし、台風の被害、この笠松町でもありましたし、そして酷暑ということで非常に暑い日が続いて、この1年は本当に災いが多く訪れた年であることは間違いないと思います。

そして、これから年の瀬にかけて、その災いという点で心配されるのは犯罪の増加であります。私たちも、いつ被害に遭うかわからないということで、今回のテーマは防犯力の強化ということテーマに上げさせていただき、特に見える化という点にスポットを当てて質問させていただきたいと思います。

それでは、質問要旨を朗読させていただきたいと思います。

改めて申し上げるまでもなく、安全・安心はまちづくりの根幹であります。特に、防犯は防災に並ぶ重要施策であることは論を待ちません。笠松町では、かねてから治安がよく、安全性の高い地域という印象を持つ町民も少なくないと思います。

しかし、データを見る限り、笠松町の犯罪率は県内の市町村の中でも高く、安全神話を信じ込んでいたにすぎなかったようであります。平成28年度のデータであります。笠松町の犯罪認知件数は287件、これを人口1,000人当たりで割った犯罪率に換算すると11.32、県内では岐南町の13.01に次ぐワースト2位という残念な状況になっております。

さらに、細かく資料を分析していきますと、殺人や強盗などの凶悪犯罪はほとんど発生しておりませんが、全体の約7割が窃盗犯が占めているという現状であります。その中でも、特に目立つのが自転車盗、自転車泥棒ですね。窃盗犯の約4割に当たる68件と、周辺自治体と比べても比率が高いのが特徴となっております。これはあくまでも認知された件数でありまして、暗数、いわゆる実際に報告されていない数字を含めると実態はさらにふえるのではないかと推察されます。

このように、笠松町は決して犯罪の少ない町ではなく、むしろ自転車盗を中心とした犯罪が多いというのが現実であるようです。

そこで、今回は地域防犯をテーマに掲げ、どうしたら名実ともに安全なまちづくりを実現できるかについて、提言を含めながら議論を深めていきたいと思います。主に犯罪率の抑制、青パトの運行、防犯協会の設立についてお尋ねしますが、それらに共通した骨格が見える化であります。

犯罪学の有名な理論に、割れ窓の理論というのがあります。窓ガラスを割れたままにしてお

くと、その建物は十分に管理されていないと思われ、ごみが捨てられ、やがて地域の環境が悪化し、凶悪な犯罪が多発するようになるという考えではありますが、見方を変えれば、一つの象徴的な成果を上げれば、全体の状況は改善できると展開できるのではないのでしょうか。

最初に、犯罪率の抑制について考えてみたいと思います。

先ほどお示ししたデータでは、笠松町では自転車盗の割合が多いことが特徴として上げられました。それを逆説的に捉えれば、自転車盗の被害を減らせば町全体の犯罪率も減る可能性が高いと言えます。資料では発生場所が明記されていないので断定はできませんが、一般的に自転車盗が多発するのは、駅や商業施設周辺と言われているようです。笠松町に当てはめると、笠松駅や西笠松駅周辺が該当すると思われます。既に町でも防犯カメラを増設するなどの対策をとられていますが、自転車盗を減らすために、もう一步踏み込んだ取り組みが求められるのではないかと考えております。

例えば、無施錠の防止や二重ロックの重要性の呼びかけを通勤・通学、帰宅時間帯を中心に駅前や駐輪場などで行うか、駅周辺でのパトロール強化が有効かと考えます。

特に、パトロールに関しましては、後述する青パトも投入して地域ぐるみで自転車盗対策に乗り出す姿勢が見える化し、町民や利用者への関心を促してもらいたいと思います。自転車盗などの犯罪は、将来の重大な犯罪につながるゲートウェー犯罪と指摘する意見もあります。自転車盗を減らすことが凶悪犯罪の抑止につながるとも言えると思います。町では今後、犯罪率を減少させるための取り組み、とりわけ自転車盗への対策についてはどうされるつもりなのか、見解をお示しいただきたいと思います。

次に、青パトの運用についてお尋ねします。

現行の青パトは、役場の車両にその都度青色のパトライトを装着する、いわば覆面パトカーのような方式をとっています。乗員につきましては、町職員がハンドルを握り、週に1回、午後の時間、約1時間ほど町内全域を巡回、月に1回程度は町内会長の有志の方が同乗していると聞いております。限られた実施時間と陣容のためでしょうか、自転車盗などの犯罪が発生しやすい夜間での運用はされておらず、青パトの活用は不十分のような気がします。

そこで提案ではありますが、そろそろ青パト専用の車両を導入し、運用もいずれ設立されるはずの防犯協会等の防犯活動団体に任せたいかがでしょうか。岐阜市や羽島市では、自治会主導で青パトが運用されており、特に公民館や集会場の駐車場に常にとまっております。実際に町中を走らなくても、青パトの存在が見えるだけで地域防犯意識の高さを顕示することができ、犯罪の抑止に効果があると思います。

また、青パトが見える化することで地域の方々の協力も得やすくなり、防犯協会の設立や青パト活動への参加も進むのではないのでしょうか。軽自動車なら購入費も維持管理費もさほどかからないと思いますが、青パト専用車両の導入についての町長のお考えをお聞かせ願いたいと

思います。

さて、最後は、かねてからの課題にある防犯協会の設立についてお尋ねします。

これまで町では何度も設立の意向を示されてきましたが、現状の進捗ぐあいはどのようなようになっていますでしょうか。また、なかなか計画どおりに進んでいない原因はどこにあると思いますか。まずは現状分析についてお尋ねしたいと思います。

その上で、幾つか提案をさせていただきたいと思います。

町内会単位で組織する自主防災会は、防災訓練など活発な活動を展開されていますが、中でも注目、評価すべきなのは防災士の養成であります。ここ数年、防災士の資格を取られる町民の方がふえており、防災士の集まりである防災士会も結成されました。また、自主防災会主催の地域の防災訓練におきましても指導的な役割を果たしており、訓練の内容も充実してきたと聞いております。こうした町民主体の活動こそが地域防災力を強くすると思います。この成功体験を防犯協会の設立にも生かせないでしょうか。防犯に関する資料を調べたところ、防犯設備や防犯用具の専門家である防犯設備士のほか、特定非営利法人日本防犯診断士協会も幾つかの資格認定を行っております。

また、岐阜県では、安全・安心まちづくりリーダー養成講座と称して防犯ボランティアの人材育成のための無料講座も実施しております。防災士のように防犯に関する資格取得や講座受講を積極的に促すことで、地域の防犯リーダーの担い手を養成する環境をつくったらいかがでしょうか。人材を見える化するのも有効な手段だと考えます。

また、設立に当たっては、初めから町全体で組織化するのではなく、まずは協力が得られそうな人たちが多く、PTAなど子育て世代や若年層が多く、夜間の青パト活動に参加が見込める校区などを先行して支部を設立するのも一つの考えだと思います。そこで、実際のパトロールや啓発活動を行い、住民主体の防犯活動のモデルケースになってもらう。その上で、成果や課題を精査し、ほかの地域や校区へと広げ、最終的には町全体を取りまとめていく手法も視野に入れるべきだと考えます。まずは取り組みを見える化することで、他地域の人たちの意欲とやる気を促せるのではないかと期待しています。

防犯に関する資格取得の推奨と防犯協会における支部の先行設立案についての見解をお聞かせ願いたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（尾関俊治君） この際、10時55分まで休憩いたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時55分

○議長（尾関俊治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

2番 古田聖人議員の質問に対する答弁を求めます。

広江町長。

○町長（広江正明君） 古田議員さんからの防犯力強化のための施策についての御質問であります。まず第1点目の犯罪率を減少させるために取り組んでいく自転車盗への対策についてどうするつもりなのかという御質問であります。

笠松町における過去5年間の犯罪率の推移というのは、古田議員さんからの御質問の中にもありましたように、平成26年というのが県内ワースト5位でありました。そしてまた、27年がワースト8位、28年がワースト2位という状況の中で、29年がワースト6位で、議員御指摘のようによい状況であるとは言えません。

特に、犯罪件数が多い自転車盗については、その65%が名鉄の笠松駅や西笠松駅周辺で発生をしておいて、御承知のように平成29年度から私どもは青色回転灯を装備した車両によって、防犯パトロールの実施や駅周辺の駐輪場に防犯カメラ等を設置することによって、その対策に努めてまいったところであります。

これらの対策の成果と言えるかどうかわかりませんが、平成29年の自転車盗の件数は、平成28年の68件に対して43件でマイナスの25件。また、ことしの9月末の時点では、昨年9月末と比べてマイナス20件となっており、2年連続して減少している状況であります。

町においては、引き続き駅周辺を巡回重点箇所指定し、青色回転灯を装備した車両によるパトロール活動を実施するとともに、新たに車両のスピーカーを活用して、巡回時に無施錠の注意の喚起や二重ロックの呼びかけなどを行うなどして、パトロール活動をより効果的なものとして窃盗犯罪の防止に取り組んでいきたいと考えております。

また、犯罪の防止・抑止には、地域が一体となって見守り、連帯意識を高めることが重要でありますから、このパトロール活動に御協力をいただける方々や団体の呼びかけを行って、より一層、犯罪の抑止に努めてまいりたいと考えております。

そういう中で、青パトの専用車両の導入についての考え方をお尋ねではありますが、現在、町では警察本部から3台の町有自動車について青色回転灯の装備の許可を得て防犯パトロールの活動を行っております。平成29年度の活動開始当初は、確かに町職員のみによる活動でありましたが、その後、町内会長から選出された地域安全推進員の皆さんを初め、羽島郡の少年センターや青少年育成町民会議など、各団体の御協力が加わって防犯パトロール活動が拡充をしてまいりました。

先ほども申し上げましたが、犯罪の抑止には地域が一体となった見守りが重要でありますので、今後も各団体に呼びかけを行い、活動団体をふやしていくことが夜間など幅広い時間帯における防犯活動につながって、いわゆる地域全体の防犯力の向上が図られるものと考えております。現在、防犯活動が拡充していく中で、新たな車両の整備が必要という状況になれば、専

用車両の導入も検討したいと考えております。

また、現在の進捗状況はどうかということや、あるいは防犯に関する資格取得の推奨や支部の先行設立についての御質問がありましたが、各地区の防犯協会というのは県内の警察署管内区域ごとに設置をされておいて、県内には全部で22の地区の防犯協会が設立されております。当町は、岐阜羽島警察署内に事務局を置く岐阜羽島地区防犯協会連合会を羽島市や岐南町、岐阜市の一部、その他職域の防犯組合などの団体と組織をして防犯活動に取り組んでいるところであります。

この町内には、児童の登下校時の見守り活動など個々の地域活動はありますが、全体の活動を統括する団体とか組織がなくて、かねてから防犯活動団体の設立について調査・研究をしているところであります。2年ほど前になりますが、町のほうから各地域で活動されている方々へ、この防犯活動団体の立ち上げや御参加などの御意向を伺ったことがありましたが、当時はまだ、それぞれの活動以外に防犯活動を実施することにはなかなか難しいというお考えもあって、設立には至っておりませんでした。

そこで当時、まず町職員から青パトによる防犯活動を始めて地域に活動を広めていくということで、地域住民にも防犯の機運が高まり、防犯活動団体の設立に御賛同が得られてくるのではないかという期待をしておりました。現在、地域安全指導員の皆さんを初め、2つの団体からの御協力を得られたところであります。

御提案いただいたこの防犯関係の講座の受講や各種資格の取得等については、防犯活動に御理解をいただくためにも大変効果的であると思っておりますから、広報紙等で幅広く紹介をし、地域の団体等に受講を促していきたいと考えております。

また、支部の先行設立の提案については、町においても同様の考えで取り組みを進めて、防犯活動の促進を図ってまいりました。今後、地域における防犯活動を行う団体を組織化し、形づくることのできれば、この上ない実効性のある地域住民ぐるみの組織となりますので、私も引き続き働きかけをしていきたいと考えております。

〔2番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 2番 古田聖人議員。

○2番（古田聖人君） 御答弁ありがとうございました。

今、町長さんの答弁にありましたように、駅周辺で自転車盗の被害が減少傾向にあるのは大変喜ばしいことであり、町の対策が効果を上げているのではないかと、それは評価したいと思いますが、しかしながら、犯罪率は依然としてワースト10という高どまりというか、抜け出すことができておりません。まだ、決して治安がよくなったとは言えない状況ではないかと思っております。

そして、笠松町は、これからワースト10からベスト10へと改善していくには、何よりも地域

の方々の協力が不可欠であります。先ほどの防犯協会の設立の答弁にもありましたが、なかなかくろみどおりに進んでいない。

なぜ、防災とか、あるいは交通安全と比べて防犯への町民の方々の関心や協力の度合いが薄いのか、私なりに少し推察してみました。

まず、防災であります。地震や風水害の被災者は地域全体にも及ぶことから、おのずと共助の精神、助け合いの精神が育まれてくると思います。

また、交通安全も、いつ自分が当事者になるかわからないという、そういった不安があります。その意味では、決して他人事ではないという意識が強いのだと思います。

これに対して、犯罪に遭う人というのは大半が個人であり、その実情も大きな事件以外は公にされることは少ないと思います。そのためでしょうか、個々に防犯機器を備えたり、あるいは警備会社と契約する人がいても、それらは大半が個人の判断に委ねられており、防犯に対して地域全体で取り組んでいこうという気持ちはどことなく希薄なような感じがしております。そうすると、地域全体の防犯意識を高めるには、町民の機運を待つのではなく、防災や交通安全以上に行政側からの積極的な働きかけ、町民が防犯活動に参加しやすい環境とか仕組みをつくっていくことが求められると思うのですが、いま一度、町長さんの見解をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（尾関俊治君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 防犯活動や青少年の非行防止や、いろんなことに関しては当然、議員も御承知のように、笠松町も青少年育成町民会議の中で非行防止活動を、街頭活動もしていただいたり、あるいは更生保護の活動をしていただきながらそういう啓蒙をしていただいたり、また、社会を明るくする運動や羽島の青少年センター等が補導活動等もしながら、そういう防犯についての啓蒙をずうっとしていただいております。

また、子どもも、2年前から青パトによって啓蒙活動をしながら防犯活動を広げていこうということで努力をさせていただきました。まだ、実際に見える化といいますか、いわゆる青パトの手段をとって対応し出したのが2年たっていませんから、まだ皆さんに知らしめていない部分がいっぱいあるかもしれませんので、そういうこともやはりもう少しみんなにわかるような方法を取りながら、また広報でもそういうことも訴えながら、いろんな皆さんと防犯について考え、そしてまた自分たちの町は自分たちで守るんだという防犯に対しての意識を皆さんに持っていただくことも大事なことだと思いますから、そういう環境づくりには今後とも一層、力を込めて進めていきたいと思っております。

〔2番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 2番 古田議員。

○2番（古田聖人君） ありがとうございます。

やはり行政を初め、そういった方々が積極的に一生懸命取り組んでいるという姿勢を見える化することによって、今までそれほど関心がなかった方々も、ああ、防犯についてももう少し協力していこう、自分の我が身として考えていこうという考え方に変わっていくのではないかと考えております。その意味では、青パトの専用車の導入はぜひとも求めたいところではありますが、もちろんきょう頼んで、あしたすぐにはできないことはわかっております。

そこで、とりあえずは現行の1週間1時間程度でしょうか、その運行時間を延ばすとか、あるいは夜間にもちょっとパトロールをお願いしたいと思うわけではありますが、実はこれに関して先般、実際に青パトに乗車されたことのある町内会長さんに少しお話を伺いました。その方によりますと、時間が非常に限られているので、ざっと幹線道路を結構なスピードで走るだけで終わってしまうと。実際、本来ならば公園とか神社とか不審者が出やすいとされる場所を念入りにチェックして、あるいは親から離れて遊んでいる子供がいれば声をかけて注意を促したいんだけど、そういった余裕がないと。とりあえず青パトを走らせているような感じが否めないという厳しい意見をいただきました。もう少し青パトの運行に関して内容を充実させるという考えについて、町長のまず考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（尾関俊治君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 実際に青パトに乗って、そういうような御意見やお気持ちを持っていただいたことは大変ありがたいことだと思います。現実に私どももそういう体制をとって進めている中で、全ての皆さんがそういう時間ととっていただいてやっていただく環境があれば、今言った夜間においても、あるいは公園においても、駅においても、学校の近くにおいても、そういう成果は十分発揮できる体制がとれると思います。そういう体制をとるために、環境づくりや、あるいは皆さんにお願いをしたり、そういう御意見をいただきながら体制固めをしているときでありますから、今いただいた貴重な御意見に対しては、私どももこれからの体制づくりに役立ててまいりたいと思います。まだ、大変スタートがおくれた部分はありますが、1年半ぐらいの体制づくりでありましたから、青パトの専用車を体制づくりの中でとることも大事なことだと思っておりますし、そういう思いもずうっと持ちながら今進めさせていただいています。ぜひそういう協力に関しては、地域のリーダーである議員の皆さんが率先して、また町内会長さんや地域の皆さんとそういう啓蒙をしていただきながら、笠松町のあり方をぜひつくっていただければありがたいと思っております。

〔2番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 2番 古田議員。

○2番（古田聖人君） ありがとうございます。

青パトの専用車の導入に関しましては、先ほどの答弁の中にも、今後、防犯活動が拡充していく中で、新たな車両が必要とあれば検討していきたいというような意見でございましたが、

これはちょっと難しいのは、鶏が先か卵が先かの話ではありませんが、先に青パトの専用車、目に見える車があるからこそ防犯意識の関心が高まって、こういった防犯活動団体が組織されるのではないかといった考え方もできると思います。その意味では、いわゆる防犯活動団体、防犯協会に限らず、そういった団体の組織づくりと青パトの専用車の導入というのは、同時並行で進めていったほうが私はより効果的だと思うんですが、町長、そのあたりはどう思われますか。

○議長（尾関俊治君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今、御質問にもあったり、私の思いも、やはりより効果的な活動ができるために、そういうものに対する設備というのは大事なことでありますから、このことに関しては、我々ももう少しきちっと住民の皆さんに啓蒙しながらお話をした中で、適切なタイミングというのはあると思いますから、そのことを判断して進めていきたいと思っております。

先般も年末の特別警戒の出発式がありましたので、羽島地域の防犯協会の副会長でもある笠松町長としてお邪魔をさせていただいて、出発式に激励の挨拶をさせていただきましたが、そのときに羽島市や岐阜市や笠松町や岐南町の青パトが全部集結をしておりました。いわゆる青パト専用の車があったのは、羽島市の4つの防犯組合の皆さんだけで、岐阜市、笠松町、岐南町は青パトがあったんですが、いわゆる青い警光灯だけでありましたから、全く見た目も違いますので、その場でもしみじみとその大切さも実感をさせていただいていますから、議員が言わんとしていることは全て理解はしているつもりであります。

やはり行政としていろんな対応をしていくためには、住民からの機運がきちっとないときに行政だけが旗を振ってもだめなタイミングはありますから、前回の質問のときにもお答えしたように、やっぱりそういうタイミングというのはあると思いますから、しっかり見きわめながら前を見て対応づくりをしてまいりたいと思っております。

〔2番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 古田議員。

○2番（古田聖人君） ありがとうございます。

今、町長が体験されたように、ほかの地域がしっかりとした車があるのに、うちだけ覆面パトカーで、まるで交通課の中に刑事課がまじっているような状況というのも、いかんせんちょっと寂しいような気がしますので……。

○町長（広江正明君） うちだけじゃないですよ。

○2番（古田聖人君） うちだけじゃない。

そういった意味では前向きに取り組んでいただきたいんですが、そのための町長が言われた機運という意味では、組織づくりがやっぱり重要だと思います。この防犯協会の設立ということ、何か聞くところによると、防犯協会という枠組みにとられるといろいろと難しいことがある

というふうにお聞きしておりますので、その防犯協会という名称にこだわらず、いろいろもっと自由に気楽に参加してもらえるボランティア団体みたいな活動でも最初はいいのではないかと私自身は思っております。

また、町内会とかPTAで、確かにそういった各種団体、既存の団体の方々是非常に理解があるんですが、やっぱりそういった方々を軸にすると、どうしてもいろんな忙しい方ばかりです。なので時間的な制約とか、その他いろんな条件が重なって思うように活動が展開できないということも私自身もいろいろ聞いております。

こうした中、1つ提案なんです。町内に防犯活動に見識のある方、例えば町内在住の警察官のOBの方とか、あるいは警備会社にお勤めになった経験のある方を見つけて、そういった人にまずは協力を求める。こうした防犯のプロを柱にネットワークを広げていけば、先ほど防犯関係の資格に挑戦する人たちもふえてくるのではないかと思いますし、また自主的にそういった人たちを募っていけば、自然発生的に青パトの運行とか、駅前とか街頭での防犯活動・啓発、あるいは補導活動にも積極的に参加していただける方がやっぱり出てくると思います。そうした意味におきまして、新たな人材発掘に力を入れるといった考え方について、町長はどう思われますでしょうか。

○議長（尾関俊治君） 広江町長。

○町長（広江正明君） おっしゃるとおりだと思います。

そのように私どもも一歩一歩努力をしてここまで来たんですが、今言われた町民の中にはやはりいろんな経験をされた方、いろんな能力を持った方がいっぱいお見えになると思います。そういう皆さんを発掘しながら、皆さんでいわゆる住民協働という形の中でこういうことが生まれれば素晴らしいことだと思います。そういう皆さんを結束していただき、そういう情勢をつくるためにも、我々が今やっている努力と同時に、議員の皆さんも今言ったような中で御協力をいただきながら体制をとれるような方法を見つけていただいて、一緒になってこの防犯活動の拡充ができればこれにこしたことはないと思いますから、より一層のお力添えと御協力をいただければありがたいと思います。

〔2番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 古田議員。

○2番（古田聖人君） ありがとうございます。

私自身も、やはりこれからの行政というのは、特に笠松町においては財政が厳しい、職員も人間的にも限りがある、こうした中、何でも全て役場がやってお任せしてもらうんじゃなく、やはりある程度民間の方々、実際にもう民間の方々の知恵、シンクタンクというのは非常にすごいものがあると思います。そうした人たちを積極的に登用する。

特に、これから寿命がどんどん延びてきて、定年になって、60代前半で会社をやめられた方

はまだまだ現役として働ける方がたくさんあると思いますし、実際にそういった方々にお話を聞くと、ずうっと今まで会社勤めをしていて、なかなか地域社会に参加するきっかけがない、できることならボランティアとか地元に貢献したい、でも、なかなかそういうようなやり方がわからないという人が多分たくさんいらっしゃるって、埋もれていると思います。そういった人たちを引っ張り上げて、そして参加してもらうことによって、新たな町内会のリーダーとか、防災とか防犯とか、そして今、問題になっておりますごみの問題や公共施設の再編、そしてこれから重要視されていく地域包括ケアなど介護の問題、そういったところも含めて担い手になっていただく、そういった仕組みとかシステムが必要ではないか。そして、これを見える化することによって、さらに住民協働の精神が広がり、笠松町ももっと住みやすく、そしてみんなで力を合わせてより発展していく、そういった町になっていくのではないかと思いますので、ぜひともそういった取り組みを積極的に進めていただくようお願い申し上げまして、私の質問を閉じさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（尾関俊治君） 4番 川島議員。

○4番（川島功士君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。予定より大分早いんですが、スピードが速く進んでいるので仕方がないかもしれません。

今回は子育て支援策についてということで、子育て世代包括支援センターについて。進捗状況についてと、そのセンターの基本的な考え方について。情報化推進施策についてということで、笠松町地域情報化推進についての提言とその後の政策について。情報化の基本的考え方とその進捗とその方向性について。2. 今後の進め方と行政の情報化の基本的な方向性について。3つ目が商工政策についてということで、ペイメントサービスについて、笠松町としてはどのように考えるかの大きく分けて3つ、ちょっと欲張り過ぎましたが、質問させていただきます。

まずは、子育て世代包括支援センターについてです。

経済状況やライフスタイルの変化がもたらす家庭環境の変化、教育環境の変化は、日本が持っていた家庭が持つ力に変化が生じつつあります。共働き、核家族化等によって進む少子化を考えると、社会による一層の安心感が必要とされているような気がします。そんな状況の中、母子健康法の改正が行われ、平成29年4月からの法律上の母子健康包括支援センターを基礎的自治体に設置することが努力義務とされました。

さらに、日本一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）では、平成32年度末までに全国展開が目指されました。

先日、私は可児市での研修を受ける機会を得ました。内容は、可児市の子育て支援についてでありました。可児市子育て健康プラザmanoを中心とした支援プログラムについてお聞きいたしました。manoという施設が素晴らしいということだけではなく、そこに詰まっている考え方や組織、連携に、その取り組みに可児市としての意気込みを感じることができました。

笠松町でも、さまざまな支援プログラムがありますが、それが機能的につながっているという意味では少し疑問が残るような部分がある気がします。助産師の活用や発達障害の支援等さまざまに進化してきましたが、これから策定されるであろう子育て世代包括支援センターについての基本的な考え方はどのようなものになるのか、その進捗状況についてお答えください。

今回紹介した可児市にかかわらず、厚労省の事例集を見ても網羅すべき内容は同じでありますので、金太郎あめのような状態になっている部分もあるように感じられるところもあります。これは仕方がないとも思われますが、笠松町としての独自の部分はどのようにお出しになるのか、お考えをお聞かせください。

次に、情報化推進施策についてです。

笠松町事務事業の概要によると、情報化の推進について、電子政府への対応やITによる住民生活の向上などを目指し、町内情報化基盤整備を推進するとあります。最初は平成8年10月に岐阜新聞「岐阜辞典」内への笠松町ホームページ開設から始まります。平成13年3月29日、小泉内閣改革先行プログラムにおいて、5年以内に世界最先端IT国家を目指す、いわゆるe-Japan戦略に決定されていきます。

笠松町への高速情報通信網布設を含め、同年12月14日には笠松町地域情報化委員を委嘱し、本格的に走り出したと感じております。平成14年4月15日、同委員会により町長宛てに笠松町地域情報化推進についての提言が提出され、受理されました。そこには、笠松町での情報化推進の方向性として、1. 近い将来のFTTH化時代に悔いを残さない効率的投資、1. 情報リテラシーの向上と何でも学べる情報の町への飛躍、1. 安心して暮らせる魅力あり活力に満ちた町の創造の3つが掲げられ、区分ごとに平成18年までの年次別の達成目標も意見集約として答申されました。いわゆる民間委員の答申した意見集約の内容は、当時もかなり進んだ内容でした。意見集約の最終年度である平成18年度から既に12年がたとうとしています。民間のインフラでは、ほぼ全てが現実化していますが、行政上の内容については、いまだ実現していないものも多くあります。そのことを考えるとき、今までの情報化についてはどのような基本的な考え方によって進められていたのかお答えください。

また、今後の進め方はどのような考え方に沿って進めていかれるのかお答えください。

先日、県庁で行われました警察・行政へのAI、人工知能の活用に向けた勉強会に参加してまいりました。そこで話されたことは、今後はさまざまな分野へIoTやAIの技術が浸透していくということです。それらを考えるとき、それらをつくり出す人、それらを使い管理する人、そして管理される人との間で格差が開く一方であるということです。つまり今後は判断するのに専門的な知識が一層必要であろうということです。

そこで、平成13年に設置されました情報化推進委員を活用してはどうかということです。当時もかなり専門的知識を持った人たちの集団でしたが、それらをさらに強化したメンバーを追

加し、現代のママさんたちなども加えてみてはどうでしょうか、お考えをお聞かせください。

最後に、ペイメントサービスについてです。

キャッシュレス決済の割合は日本では余り進んでいない状況です。日本が全体として18%に対し、韓国が54%、中国が55%、米国は41%となっています。2020年の東京オリ・パラを契機に、国ではその割合を40%まで高めようとしています。Society5.0の改革を活用して一層の生産性の向上を図ろうとしています。

また、消費増税に対する消費喚起の一要素として、キャッシュレス決済への優遇政策を行おうともしています。先日も大手コンビニのOFCさんのお話の中で、この契機においてキャッシュレス決済を取り入れないと零細販売店にとっての導入は一層困難になるであろうという見解でした。

笠松町では、インバウンド決済の増加が急増するという事は余り考えられませんが、入管法の改正による海外労働者の増加は見込まれると思います。今後の政策次第では子育て世代の増加も見込まれると思いますし、そうしなければならないとも思います。

零細商店の多い当町としては、個々での対応は難しく、町一体で考えなくては導入が進まないのではないかと思います。ペイメントサービスの導入について、笠松町はどのように考えておられますか、お考えをお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（尾関俊治君） 4番 川島功士議員の質問に対する答弁を求めます。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、川島議員さんからの質問にお答えします。

まず、第1点目の子育て支援策についてであります。いわゆる包括支援センターの基本的な考え方やその進捗状況についてであります。国が定義している子育て世代の包括支援センターの役割というのは、妊産婦や乳幼児等の状況を継続的、包括的に把握をして、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門家が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関との連絡調整をするなど、妊産婦や乳幼児に対して切れ目のない支援を提供するというものであります。

センターの必須事業、業務としては、第1番目に妊産婦や乳幼児等の実情を把握すること。2つ目に、妊娠や出産、そしてまた子育てに関する各種相談に応じ必要な情報提供や助言、保健指導を行うこと。3つ目に、支援プランを作成すること。4つ目に、保健医療または福祉の関係機関との連絡調整を行うことなどであります。

このセンターは、母子保健に関する専門的な支援機能や子育て支援に関する支援機能を持つことが前提となっており、その実施形態は利用者支援専門員を配置した地域子育て支援拠点を中心とする基本型や、あるいは母子保健に関する専門職を配置した保健センターを中心とする母子保健型、またはその両方を一体的に実施する場合があります。市町村の実情に応じた形態で設

置するものであります。

笠松町におきましては、保健師が母子健康手帳の交付時に全ての妊婦に面談をし、かかりを持つことができ、母子保健に対する専門的な支援ができることから、保健センターを中心とした母子保健型の子育て世代包括支援センターを31年4月から設置をする予定で現在進めさせていただいております。

そして、その中で笠松町として独自の部分はどのようになるのかという御質問であります。町としては、子育て世代の包括支援センターは、母子保健サービスや子育て支援サービスの両方を含む包括的な支援を、妊娠期から子育て期にわたって切れ目なく提供するためのマネジメントを行うことが重要な役割と考えております。今までも関係機関と連携をし、必要な支援が切れ目なく提供できるよう努めてはきておりましたが、この支援には多くの関係機関がかかわることから、関係機関同士の十分な情報共有や連携が難しく、制度や機関によって支援が途切れてしまう可能性や、担当外の支援ニーズが把握された場合に適切な対応ができないとの課題があることを踏まえて、切れ目のない支援の実現に向けてより一層の連携強化が必要となっておりまいます。まずは、子育て世代包括支援センターに保健師を配置することにより、マネジメントの強化をして切れ目のない包括的サービスを提供していきたいと考えております。

また、今後、妊産婦や乳幼児等の保護者とのかかりや関係機関との連携を進めていく中で、産前産後の母子保健サービスの充実や子育て支援の地域づくりなど、笠松町独自の子育て世代包括支援センターのあり方を検討していきたいと考えております。

第2点目の情報化推進施策についてであります。これまでの情報化の進め方や今後の進め方についての御質問であります。笠松町では、平成14年の国庫補助事業である地域イントラネット整備事業と新世代ケーブルテレビ整備事業を実施する際に、より効果的な内容となるよう各種団体の代表や一般公募者から成る地域情報化推進委員会によって笠松町の情報化推進について検討をいただき、委員会から提言を受けて、情報技術を効率的に活用して行政と地域の情報化向上を図った笠松町の情報化基本計画を策定させていただきました。

この基本計画には、当時の現況や課題、また基本目標等を掲げて、町民、地域社会、行政が推進施策を展開して総合的な地域情報化の実現を目指してまいりました。本計画は、国や県のIT戦略と調整を図り策定したものであって、おおむねの個別施策は実現できたものと認識しております。

この計画期間以後、この地域の情報通信網は既に複数の民間事業者のサービス提供により普及が進んだこともあって、町では主に行政事務の情報化及びセキュリティーの確保、学校ICTを優先的に整備してまいりました。

そして、ソフト面においては、職員によるホームページのリニューアルや掲載情報の充実、そしてあんしんかさまつメールによる防災・防犯情報の提供や体育施設予約システムの導入な

ど、費用対効果を鑑みながら、町民の皆さんの行政情報サービスの高度化を図ってまいりました。

今後の情報化の推進についてであります。情報技術を取り巻く環境は、私たちが日ごろ利用する端末もパソコンからスマートフォンやタブレットにシフトチェンジされたように大きさま変わりをしてまいりました。これからも目覚ましい発展が継続されることが想定をされます。そして、地域の情報化においてもますます高度化や複雑化が進んで、民間と国、そして地方が担う役割が明確化していくものと考えます。今後は国や県の動向を注視して、町が担うべき役割を確実に実施し、総合的な地域の情報化を推進していくべきと考えております。

また、その推進委員会の活用についての御質問であります。議員がおっしゃるAIの活用については、国において、将来の人口減少や少子・高齢化による地方公務員の減少を見据え、現在の半数の職員でも地域の行政機能が維持できるように、事務処理の自動化技術などとあわせた研究会を立ち上げ、またICTを活用した電子自治体の取り組みを加速させるものとしております。

将来、当町において、その導入を検討する際には、自主的に勉強会を開催された当時の委員会のように活発な活動をされる皆さんから意見を頂戴し、さらなる有効活用の検討をして取りまとめていきたいと考えております。

3点目に、ペイメントサービスについての御質問であります。議員の御質問にあるように、国は東京オリ・パラを契機に訪日外国人の利便性向上や、あるいは観光地、商店街での利用促進を図るキャッシュレス化の推進をしているところでありますが、当町に当てはめてみますと、インバウンドのキャッシュレス決済の必要性や、また町内の小売業や飲食業等を利用する消費者の地域属性や年齢層を鑑みましても、いわゆるキャッシュレス決済の普及や利便性の向上より、当町の商工業者が抱える問題や課題を解決させることが優先であると考えているところであります。

また、国は消費税率引き上げの影響による消費喚起のためのキャッシュレス決済を活用したポイント還元施策のために、中小企業者に対するマルチ決済端末導入の支援強化も検討されているところであります。加えて商工会においても、消費税増税に伴う改正内容や軽減税率制度のほか、レジの改修や付属機器の整備に対する軽減税率対策の補助金等の講習会や個別相談会を実施する予定であります。

ペイメントサービスについての当町の考えといたしましては、キャッシュレス決済等のペイメントサービスを導入するか否かは、あくまでも事業者の判断によるところが大きいものでありますが、現時点では国の動向や制度を見つつ、商工会との連携を密にして情報提供等の対応を行ってまいりたいと考えております。

[4番議員挙手]

○議長（尾関俊治君） 4番 川島功士議員。

○4番（川島功士君） 御答弁ありがとうございました。

順番に一つずつ再質問をしていきたいと思いますが、まず子育て世代包括支援センターの考え方では、母子保健型と言われるようなものを活用していくというような答弁があったと思うんですが、その包括支援センターは母子保健法、子ども・子育て支援法、児童福祉法の改正全てに関係して出されている施策でありますけれども、3歳までの子供を持つ家庭は重点的だとされているわけですが、妊娠時から子供の社会自立に至るまでの包括的・断続的な支援、特に要支援児童・要保護児童・特定妊娠についてというようなことも記載があると思います。

今、町長の答弁の中にも、必ずしも継続的という部分ができている部分もあるという話もありました。確かに母子保健ということであると、保健師ということも当然重要なお仕事を担っていただかなくてはならないと思いますけれども、それだけではなく、例えば前、一般質問でやった助産師さんなども、当然その部分の一翼を担っていただくことが必要かと思えますけれども、その件について何かお考えは、答弁の中でなかったんですが、ありますか。

○議長（尾関俊治君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

助産師さんに関しましても、今現在、育児相談であったりとか、訪問であったりとか、あとはプレパマクラブという妊婦さんたちの教室ですね、そちらのほうにもかかわっていただいております。今後も、もちろん妊産婦さんに関しましては、保健師よりも助産師さんのほうがやはりその辺は専門性がありますので、今後も助産師さんとともに子育て包括支援センターのほうを実施してまいりたいと思っております。

〔4番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 4番 川島議員。

○4番（川島功士君） ありがとうございます。

既に活躍されているということは私も認知はしておりますけれども、それぞれのスキルを持ったそれぞれの専門の方に有機的に効率よくというか、皆さんががっちり守っていくという、先ほどの古田議員の見える化じゃないんですけれども、しっかりとした体制を見せていただくということについては大変必要なことではないかなと思います。

可児市へ行ってきたという話もしましたし、その資料もお渡ししたと思うんですが、その中に、可児市の中では教育部門ともがっちり提携されて、その中に教員の人も入っておられるという体制になっていました。答弁の中には、教育部門との関係については何も触れられていなかったわけですが、例えば発達障害ということについて、随分一生懸命、町長にもお力をいただいて、かなり進展はしてまいりました。今度、来年の春、就学されるお子さんの中に、笠松町では多分初めてであろう場面緘黙症というふうに診断された方が小学校に就

学されます。そういうことを考えたときに、福祉部門と教育部門との一体的な関係というのをより密にしていかなければならないと思いますが、今回の答弁の中に教育部門については触れられていなかったんですが、その辺のところの考え方についてはどのようになりますか。

○議長（尾関俊治君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今、お答えしたのは、私どもの包括支援センターの立ち上げのときの業務として、当然、国からの必須業務である4つのものを上げさせていただきました。

そしてまた、今御質問にあったように可児市のように、もはやセンターを立ち上げ、いわゆる教育や子育てまで含めて対応を進めているセンターもあるわけです。ですから、当然そういうことを連携して、あるいはそういう子育て全体のマネジメントを含めた体制づくりがこのセンターの目標であると思いますから、そういう状況も踏まえながら検討していくことは当然に進んでくると思います。

今、私どもが準備させていただいているのは、4月からのスタートには、初めに上げた項目や体制づくりをしっかり固めた中で全体的に対応ができる、いわゆる切れ目のない支援ができるセンターとして立ち上げていくことが目標でありますから、当然そういう状況に対しても考慮に入れながら組織づくりをしていきたいと思っております。

〔4番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 川島議員。

○4番（川島功士君） ありがとうございます。

教育部門とも当然といえば当然なんですけれども、連携を図っていただけるという、行く行くはという方向だと思います。

確かに質問にもあったんですけれども、笠松町としての独自のやり方というのをすぐに出すのは難しいかもしれません。可児市の場合は、かなり先行していろんなことをされていますので、例えば要支援の児童に対する支援、特別の部門というのが支援センター立ち上げより以前からもう既に福祉の部署の中にあつたということももちろんあります。その時点で、既に教育関係との連携も行っていたということもあります。

うちのほうでは、ちょっとずれるかもしれませんが、教育委員会のほうで年中さんを見ていただいて支援プログラムを今つくっていただけるようになりました。可児市の場合ですと、プロフィールブックというのをつくっていただいて、教育委員会がつくったものではなくて、お母さんと先生との交換日記のような形で、毎日の状況を確認できるというところまで進んでいます。それが一つの可児市としての独自性かなというふうに思います。何もかも全てをまねすればいいということではないんですけれども、うたい文句はマイナス10カ月からといううたい文句もあります。一つ一つを丁寧に取り組みながら、笠松町としての独自性を順番に出していけばいいと思いますけれども、そういう考え方でよろしいでしょうか。

○議長（尾関俊治君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今いただいた御意見のとおりだと思います。やはり包括支援センターを立ち上げる限り、妊娠から出産から子育て、いわゆる切れ目のない支援体制というのをとることで、安心して子育てをし、そしてまた子育てに対する喜びを味わっていただけるようなシステムをつくるのがこのセンターの役目であると思いますから、そういうことも踏まえて、これからのセンターの設立とこれからの状況等をつくってまいりたいと思います。当然、先進地域に関しては、いろんな勉強をしながら、そういうことも考慮して進めることは大事なことだと思っております。

〔4番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 川島議員。

○4番（川島功士君） ありがとうございます。

将来について非常に希望の持てる答弁をいただけたと思います。ありがとうございます。

先ほど、確かに妊婦、今で言うと例えば子供さんができにくい方への支援もしていますので、いわゆる子供が欲しいと思った段階からということになるんだろうと思いますけれども、逆に言うと、お子さんたちが育つ中で、子供を持つということはこんなに素晴らしいことだよということを教育していくということも必要かなというふうには思います。そこは一つの独自性にもなるのかな、道徳的なまちづくりということで、その部分も一つこれから考慮に入れていただきたいというふうに思います。これは要望にしておきます。

次に、情報化推進についての再質問をさせていただきます。

情報化推進委員会からの提言を受けて、もちろんこれは前提として国の状況があったということで委員会を立ち上げて、地域イントラネット基盤整備事業を展開されたと。行政情報提供システム、福祉健康支援システム、生涯学習支援システム、コミュニティ支援システム、学校教育情報システム、地理情報システム、一斉メール伝達システム等が整備されてきました。それらは順調に稼働していますし、順次内容も非常に充実してきてよくなっているというふうに思っていますが、この内容というのは、ほぼ通常の自治体どこでも今提供されているような内容になっていると思います。一様のシステムがそろって、いわゆる最低限度のシステムがそろってきたということだと思いますが、ちゃんと頑張っそろえていただいていたという、そのことについては深く感謝いたしますけれども、この進め方についてどうであったかという検証というのはなさる気はどうでしょうか。

○議長（尾関俊治君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） お答えさせていただきます。

今、川島議員さんが言われましたいろんなシステムの検証ということでございますが、現在、情報化全体に関する検証につきましては、総合計画なり、総合戦略、その中でいろんな各種

事業を行っておる中の検証の一つに情報化も含めて検証しておりますので、そちらの計画内で検証しているという状況でございます。

○議長（尾関俊治君） では、一般質問の途中ですが、1時30分まで休憩いたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後1時30分

○議長（尾関俊治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

〔4番議員挙手〕

川島議員。

○4番（川島功士君） ありがとうございます。

途中でとまったので、一瞬どこまで行ったかわからなくなったんですけども、そういう計画の中で判断をしているという答弁だったような気がするんですけども、確かに、以前も通常の議会の中で質問させていただいて、紙の量がどれぐらい減ったかとか、例えば時間がどれぐらい時短になったかとかというのはなかなか数値化できないというお話でした。現在もちろんやっていないという、そのときは答弁だったと思います。この間、議会でも南足柄市へ研修へ行ったときでも同じような答弁内容だったと思います。

しかし、基本的な項目というのは形としてはできつつあるんですけども、情報化委員会そのものの検証も含めて、検証というのは何らかの形で公に考えていく必要があると思うんですけども、それはぜひ要望として出しておきますので、検証は前向きに考えていってください。それは行政評価システム全般的なことということも含めての話であります。

それで、ことしの南足柄市では、議会のペーパーレス化ということで研修に行ったわけなんですけど、あそこの場合は議会のほうからペーパーレスにするからという話ではなくて、行政のほう全体をペーパーレス化にしていく中で議会もという流れだったというふうに説明を受けました。やり方はいろいろあると思うんですけども、例えば議会のほうからペーパーレス化にしようという提案をしても、結局、議案をつくったりいろんなことをしていく中で、行政のほうペーパーレス化になっていないと議会のペーパーレス化というのはいかないということになると思うんですが、そういったペーパーレス化にしていくという考え方はあるのかないのかについてちょっとお答えできますか。

○議長（尾関俊治君） 広江町長。

○町長（広江正明君） いろんな流れの中で、当然これからはそういうようなペーパーレス化の流れというのは必要になってくると思います。どういう状況で何ができるかというのは、これから研究することだと思いますし、私どもも、やはりいろんな意味で、そういう点では研究する余地があると思いますから、進めていきたいと思っています。

[4 番議員挙手]

○議長（尾関俊治君） 川島議員。

○4 番（川島功士君） それで、来週の月曜日ですか、午後からペーパーレス化の研修を議会中心に行うということなんですけれども、町長及び担当の理事者側のほうも出席して研修いただけるという認識でよかったですか。

○議長（尾関俊治君） 堀部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） お答えさせていただきます。

来週の月曜日、タブレットの研修の際には、町長、副町長、そして部長級職員が出席をさせていただきます。予定しております。

[4 番議員挙手]

○議長（尾関俊治君） 川島議員。

○4 番（川島功士君） ありがとうございます。

そこのシステムをそのまま取り入れるか取り入れないかではなくて、恐らく議会のペーパーレスという、とりあえず今回の説明だと思うんですけれども、そういうものに触れるのは多分初めてのことだろうと思います。私は、過去に2回ほど同じシステムの説明を受けましたけれども、結構年配の方でも普通に扱っておられますので、何の違和感もなく多分使えると思います。

ただ、いろいろな面の問題点が、入れるだけじゃなしにお金のこともありますし、システム全体のこともありますので、まずは見ていただくというふうに思っていますので、ぜひ研修をしていただきたいというふうに思います。

それで、今後のA I等の進展によって委員会等の立ち上げもまた考えつつという話だったんですけれども、例えば、以前の情報化推進のときにキオスク端末を入れたり、それから情報交流センターというのをつくっていただいたんですが、知らない間というか、機器が古くなったりいろんなことがあったりしてどんどん立ち消えになってしまって、その後、継続という話が一切なかったですね。

そういうことを含めて、委員会とまではいなくても、そういうものを積極的に使って町民の中に広めていっていただけるような、住民の中でスキルを持った人たちと仲よく結束をしてどんどん広げていくという、先ほど、古田議員の中にもあった一般のボランティアの中から、そういうスキルを持った方をどんどん入れていって、そういうものを使ってもらって、町が進めていることを住民自身によって広めてもらうという政策も必要かと思いますね。だから、実際の進展ということだけではなく、そういう人たちが集まって、例えば将来はこうしたいねとか、ああしたいねとか、いわゆる歴史未来館のM I R A I 塾的なような感じの団体というのも今後は検討していくこともあってもいいんじゃないかなと思うんですが、その辺のところはどうお

考えですか。

○議長（尾関俊治君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 先ほどの質問でお答えしたのは、今度そういうような導入をするときには勉強会等を積極的に進めて対応していきたいということでありましたが、今言われたように、平素からそういうような問題に関していろいろ御意見を聞いたり、あるいは研究したりということは必要だと思いますので、これはまた事務方等とも打ち合わせながら、どういう対応ができるか、一回検討してみたいと思っています。

〔4番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 川島議員。

○4番（川島功士君） ありがとうございます。

当時はなかったICTに関する会社を経営していらっしゃる方も町内に出てまいりましたし、そういうスキルを持った方というのは、女性の中にもたくさんお見えになるようになりました。

先日、MIRAI塾で開いたプログラミング教室には、笠小のPTAの役員をされている方が先生になってベーシックの指導もしていただけるようになりました。そういうことを考えると、非常に幅広い層の中でそういうことができる人がふえてきていると思いますので、理解していただける方がふえてきていると思いますので、ぜひとも前向きに検討していただくように、今の答弁から思いましたのでよろしくお願ひしますということですね。

それと、あともう一つ、ちょっと今の国際情勢の中で、国が情報機器の選定に当たって特定の国を目指しているわけじゃないとは説明しつつも、アメリカとのやりとりの中でそういったものを念頭に置いて機器選定をなささいよみたいな話がありました。直接、企業や自治体という話はなかったと思うんですけども、そういうことについてはどのようにお考えかお聞かせください。

○議長（尾関俊治君） 堀部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） お答えさせていただきます。

町内の関係での機器の導入につきましては、セキュリティーの関係とかいろんな面で情報を収集して、セキュリティーを強化した安全性の高いものに関しての導入というのを進めて、これからもそのように、以前も進めておったんですけど、今後もそのように進めていく予定であります。

〔4番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 川島議員。

○4番（川島功士君） ありがとうございました。

一般的にネットのニュースとか普通のニュースで流れている内容というのは、臆測にすぎない部分というのも多分にあります。どこのとかいうことではなくて、機器選定については一層

の警戒をして進めていっていただきたいと思います。

最後の質問なんですけれども、キャッシュレスの空白地帯にしないということが一番大事だと思います。質問の中でも言いましたけれども、観光客やインバウンドが笠松町内に大量に来て買い物をするという状況ではないと思いますし、実際に買い物をされる方は、やっぱり住んでいる方が高齢者が多いということもあって、キャッシュレスに簡単に移行しないというのわかります。

わかりますが、子育てをしている世代もたくさんおられます。そういう世代の方というのはもう普通に、例えばスマートフォンを使いこなしてペイメントサービスを使っておられる。いわゆる個人売買のオークションサイトであったり、売買サイトであったりというの、非常にたくさんの方が使われておりますし、郵便局にも専用の端末があって、QRコードをかざせば自動的に発送先の情報がプリントアウトして出てきて、それを張って出すだけみたいなものが笠松の郵便局にもありますし、コンビニもそれを受け付けるようになっています。

そういうことを考えると、この地域だけキャッシュレスの空白地帯には絶対にしたくないとか、するべきではないというふうに考えます。さっきも言ったSociety5.0を目指してのキャッシュレス化の割合というのは、国のK P Iとしても重要な項目の一つになっています。なので、どこの会社のどの制度を使いなさいというのは言いにくいとは思いますが、キャッシュレス化を目指して進んでいくという方向性については必要ではないかなと思うんですけども、再度、質問しますが、その辺のところはいかがですか。

○議長（尾関俊治君） 広江町長。

○町長（広江正明君） これは、もう国も推奨しているように、東京オリ・パラの対応の中でそういう対応をとっているようでありまして、当然私どももそういうことは重要なことだと思っています。

そういう中で、やはりペイメントサービスとなると、今の私どもの町の規模や流れの中で果たしてどれぐらいそれが必要なのかということは、やっぱりまだ今の時点では考えなきゃならないことでもあると思いますから、これからの流れについてはそういうことも見きわめながら、商工会ともやはり連動しながら打ち合わせて対応を決めていけばいいんじゃないかと思っています。

[4番議員挙手]

○議長（尾関俊治君） 川島議員。

○4番（川島功士君） ありがとうございます。

なかなか今、幾つのシステムがありますので、例えば零細で高齢の方の商店が何かを取り入れようと思ったときに、なかなか指標になるものは難しいと思います。

かといって、町が、じゃあこのシステムを入れなさいと言うのも難しいというのも十分承知

しています。それで商工会の登場になるということなわけだと思んですけども、そうすると、笠松町としては、きっちりと商工会に対してペイメントサービスを進めていけるような指導、監督をしていくという考え方はあるのでしょうか。

先ほどもお話ししたんですけども、大手コンビニのOFCさんのお話では、今この時期を逃すと、もう個人の負担で端末を入れなくてはならなくなっていくということになると、ますます自分のところでシステムを考えて、自分のところで機器を買ってというのは難しい状況になっていくと思うんですが、そういうことを消費税増税とかオリ・パラを契機に国が進めている間に、少しでも負担なくやれる状況の中で商工会をきちんとした指導のもとにそういう方向性に持っていくことができますか。

○議長（尾関俊治君） 広江町長。

○町長（広江正明君） これは先ほど答弁したとおり、現実の今の私どもの町内の需要の中で、キャッシュレスの受容性や、あるいは消費地でのいわゆる地域属性や年齢層、いろんなものを見てみると、そういう問題に関してはこれから出てくるであろうと思いますが、そういう問題を抱えている今、現状としてすぐやらなきゃいかんのは商店街や商工会の皆さんの今の状況の改善をどうやっていくかというのが、先決としてやらなきゃならない問題として抱えているのではないかというのが現状だという認識をしております。

ただ、その先にあるのは、今言われたように、やはりインバウンドによる我々の恩恵であって、なかなか目には見えないかもしれませんが、これはやっぱり時代の流れによって、どこで流れが変わるかもわかりませんので、これはやっぱり否定することはできないというのを考えながら対応を進めていきたいとは思っています。

〔4番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 川島議員。

○4番（川島功士君） ありがとうございます。

そうですね。なかなかここでやりますということは言えないとは思いますが。当然のことだと思いますけれども、いずれにしても、例えばキャッシュレスにすることによって強盗を防ぐことであったり、通信がついた端末でやれば屋外でもキャッシュレスができるようになったり、かさマルシェみたいなきにキャッシュレスで決済ができたりということもできるようになると思います。

ですから、そういう全般的なことを考えていくと、そういうメニューもちゃんとありますよというふうに念頭に置いて行政運営をしていただきたいと思いますので、その辺は要望して、今回の質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（尾関俊治君） 10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 議長さんのお許しを得ましたので、通告順に従い質問をさせていただきます。

きたいと思います。今回は1点だけになりましたが、よろしくお願いいたします。

防災についてです。

2018年の暮れとなりましたが、ことしは西日本豪雨、7月5日から8日災害では11府県で死者221人、住宅被害では全壊6,296件、半壊1万505件、床上浸水8,937件でした。岐阜県でも、死者1人、家屋の全壊12件、半壊236件、床上浸水62件の被害状況でした。土砂被害も相当あり、高山線については11月になって全線開通になったところでは。

そして、9月6日未明、北海道胆振東部地震は全道で41の方が亡くなり、690人が重軽傷だったということですが、震度7を記録した厚真町では大規模な土砂崩れで36人の命が奪われ、家屋の全壊312件、半壊861件、一部損壊6,860件になり、倉庫や家畜小屋など非住居などを合わせると1万2,423件、10月1日現在ですが、被害を受け、550人を超える方が避難生活をされていると報道されました。

この地震では大きく3つの被害が起きたと言われます。

1つは、土砂崩れなどが起きた震源地近くの自治体における家屋やライフラインの崩壊、2つには、札幌市や北広島市などの液状化による地盤沈下・陥没による被害、3つ目には、北海道民537万人の日常生活、医療や福祉、生産・加工・流通に大規模な全域停電（ブラックアウト）による混乱や被害を起こしたことでした。3つの被害や21号台風における被害による多くの犠牲者の皆さんに心より深く哀悼とお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興を願っています。

このような災害のたびに、東海地方を襲うという南海トラフや西南海トラフと言われている災害がいよいよのように感じます。北海道胆振東部地震における札幌市や北広島市の液状化の様子が放映されて、私は笠松町においても震度7以上の地震となると、あのような液状化が起こるのではないかと思います。あのような状態が起これば、避難どころか住居から一歩も出られなくなるのではないかと思います。当町の液状化についてどのような見解を持っておられるのかお尋ねします。

また、町域での全てが液状化の対象になるのか、その点もお尋ねします。

次に、防災備蓄についてですが、乳幼児のための備品やアレルギーに対応する備蓄がなくて困ったお話などをお聞きしますが、笠松町は大丈夫でしょうか。どのようなになっているのかお尋ねします。

次に、避難所の運営に当たっては、トイレについては男性1に対して女性3という基準があるとのことですが、この点ではどのような対応になっているのでしょうか、お尋ねします。

避難者のプライバシーについての配慮が大切になると考えます。これには段ボールが有効で、災害になったらすぐ注文できる段ボールの企業と契約をしておくのが有効だそうです。そのような契約を進めていただきたいと思います。お考えをお尋ねします。

当町では、自主防災会が立ち上げられ、年1回、地域を中心に防災訓練が行われていると思います。実際に災害が起これば、役場内に防災本部を立ち上げられ、情報収集に、そして消防関係、警察、各地域の状況把握や対応、近隣市町や県や国などの対応やマスコミの対応、事態によっては自衛隊への要請などのことに追われると想像できます。だから、災害が起こる前に自主防災会を中心に地域住民の組織化や町との連携がスムーズに進められるための連絡会などを重ねることや、地域住民の避難から避難所の運営は地域の自主防災会に任せられる体制づくりが必要ではないでしょうか。その点についてのお考えをお尋ねします。

そのためには、年1回行う防災の訓練の日をつくり、町民挙げて避難行動を実施することにより、町民が地域の状況を知り、避難所の運営を地域で行えば、地域それぞれに必要な防災資材や避難所に適した防災体制もできるのではないのでしょうか。

災害についても、豪雨と地震では対応が違う点があると思いますし、災害は真夜中だとか、起こる時間によっても対応が違ってくると考えられますが、何ととっても地域住民の支え合いが大切になると考えますので、災害に備える意識や行動を培っていくことが大切だと考えます。

また、人口が減り、高齢化が進むこれからは中学生や高校生の協力を得ることが大切だと言われます。静岡県では、2002年から中・高校生が地域の防災訓練に参加する取り組みをスタートさせているとのこと。防災活動に参加していただくには、学校や教育委員会などの意向が必要だと考えられますが、町としてのお考え、また教育長さんのお考えをお尋ねします。

避難生活をしながら罹災証明の手续や災害救助法に基づき生活支援が始まりますが、税や保険料などの減免、医療費や介護費負担の軽減、子育て支援など、私たち議員も災害に備えたこのような法の手続など、決まりのあるものについて勉強する機会が必要ではないかということをおもっていますが、職員の皆さんと一緒に勉強できるような機会をつくっていただくことについてのお考えをお尋ねします。

1回目の質問をこれで終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（尾関俊治君） 10番 長野恒美議員の質問に対する答弁を求めます。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、長野議員さんからの防災対策についての各部門からの御質問であります。まず第1点の液状化に対する見解や対象はどうなっているかという御質問であります。地震による液状化現象というのは、緩い砂地盤で地下水が高い場所において、地震の揺れが大きくて長時間続く場合に発生の確率が高くなると言われておりますが、地盤が液状化すると地耐力の低下や地盤の沈下、そしてまた噴砂や陥没などが起こって、その結果、建物の傾斜や変形、あるいは局部的な損壊などの被害が発生をするわけですが、笠松町の液状化の危険度というのは、平成23年、24年度に岐阜県が実施をしました南海トラフの巨大地震等の被害想定調査の結果によって、液状化の危険度を示すPL値というのが笠松町全域で15を

超える値となっておりますが、このPL値が15を超えると液状化の発生が高い地域であると評価をされます。この液状化の危険度判定は可能性を示す指標であるために、必ずしも可能性が高いとされた地域全域で発生するというものではありませんが、笠松町のどの地域でも液状化が起り得る状況にあるということだけは言えると思います。

液状化に対しては地盤改良やくい基礎などの工事や、そしてまた耐震性の高い建築物とするなどの対策が考えられますが、液状化による被害というのは建物だけではなくて、インフラの関係やライフラインや道路、堤防などの広範囲に及ぶ可能性があることから、液状化対策というのは全町的なものとなって、現実的には対応が難しいものと考えております。

2つ目に、乳幼児のための備品やアレルギー対策、またトイレの設置、そしてまた段ボール等の企業の契約についてのお尋ねであります。当町の食料の備蓄については、被害想定に基づく避難者数の1日分を賄うことができるように計画的に補充をしているところでありますが、御質問のアレルギー対策の食料として、今年度からアレルギーのフリー製品であるアルファ米に切りかえて整備を進めております。

また、乳幼児用の備品については、近年の被災事例から、その必要性について十分認識をしておりますので、今後の備蓄計画の中で購入を検討して進めてまいりたいと考えております。

また、避難所開設時のトイレについてであります。これは平成28年に内閣府から公表された避難所におけるトイレの確保や管理ガイドラインによりまして、一時的な滞在場所では、女性対男性の割合が3対1と示されておりますので、避難所の屋外などに仮設トイレが必要となった場合には、この基準に基づいた設置をするよう認識をしておるところであります。

また、避難所生活を強いられる状況になった場合には、プライバシーの保護やストレスの軽減を図るために間仕切りが有効であるということは実証されておるわけではありますが、町においても、避難所となる各小・中学校には間仕切りセットを用意しておりますし、御提案の段ボールは強度が強く、避難所において幅広く活用できるものと考えられますので、今後、段ボール資材の提供等の防災協定について、企業への働きかけも進めてまいりたいと考えております。

次に、住民主体の避難や避難所運営の体制づくりについての御質問であります。議員が言われましたように、いざという災害時には、地域住民の支え合いというのが大変大切なことでありまして、行政としても地域の防災意識の高揚を図り、そして地域が主体となった体制づくりを行うことが必要であると考えております。

毎年、各町内において実施をいただいている自主防災訓練においては、屋外子局を使った避難誘導や情報伝達訓練のほかに、災害用トイレやテントの設営訓練、そしてまた発電機の稼働訓練や炊き出し訓練など、実際の避難所の運営や設営を中心とした訓練メニューも提案をして実施をいただいているところであります。

また、避難所運営に関するさまざまな状況を模擬体験して必要な知識を学ぶことができるH

UG訓練というのを平成25年から取り入れて、自主防災会の会長を中心とした方々に御参加をいただき、各自主防災会における避難所運営の体制づくりを進めているところでありますが、こうした訓練の積み重ねが地域の体制づくりにつながっていくと考えております。今後も住民主体の防災体制の構築が図られるように訓練メニューを工夫し、自主防災会に提案をしてみたいと考えております。

次に、中・高生への防災活動への参加についてのお尋ねであります。現在、町では、学校の授業における災害図上訓練の実施や子ども防災デイキャンプにおける防災教室への協力など、子供たちの防災活動参加への足がかりとして、防災に対する関心を持ってもらえるように取り組みを行っておりますが、子供たちが防災活動に参加することは、今後の高齢化社会にとって非常に大きな力となりますので、いざという災害時に防災活動の担い手となるよう各地域で実施をされている自主防災訓練に参加をしてもらい、防災に関する知識や技術を身につけて、地域とのつながりを築いてもらうことが大変大切であると考えております。災害時に自分の身を守ることができ、また周囲の人を手助けできるように、さまざまな機会を捉えて防災知識の習得に励んでもらいたいと考えております。学校においても、これまで以上に防災について考える機会を創出していただき、子供たちの防災意識の向上に御努力いただくと大変ありがたいと思っております。

次に、避難生活をしながらの生活支援を受けるための支援制度や手続について、そういう勉強の機会を設けないかということですが、災害発生時における混乱の中で、いわゆる避難生活をしながら支援や援助を受けるためのさまざまな手続などをすることは容易なことではないと思います。事前に既存制度の理解を深めることは大変有益なことであると思っておりますので、御相談いただければ、このことはまた対応してみたいと考えております。

○議長（尾関俊治君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 「北海道胆振東部地震からの笠松町の防災について」に関する御質問の「地域自主防災会に中・高生の参加を」というお話についてお答えをさせていただきます。

学校が中心となって地域と学校を結びつける、あるいは地域が中心となっていただき、学校と地域を結びつけるという相互交流に係るシステムについては、現在はまだまだ担い手、それからつなぎ手となるべき人材が不足しているのが現実でございます。

平成29年12月の中教審の答申を受けて、第2次学校安全の推進に関する計画には、「安全に関する資質能力」として、さまざまな自然災害の危険性、安全で安心な社会づくりの意義を理解し、安全な生活を実現するために必要な知識や技能を身につけていること、それから、みずからの安全の状況を適切に評価するとともに必要な情報を収集し、安全な生活を実現するために何が必要かを考え、適切に意思決定し、行動するために必要な力を身につけさせていること、それから、安全に関するさまざまな課題に関心を持ち、主体的に自他の安全な生活を実現しよ

うとしたり、安全で安心な社会づくりに貢献しようとしたりする態度を身につけること、この3つが示されております。

議員の御指摘のとおり、中・高生が地域の一員として自主防災の柱になることが示されております。この安全に関する資質、能力を身につけた生徒を育成するために、まず指導する教職員の研修が重要であると考えまして、ここ4年間にわたって教職員の夏季研修に岐阜県防災対策監を講師とした防災教育の推進講座を設けてきました。教職員が防災教育について研修することにより、つなぎ手育成を図っているところでございます。

また、生徒が防災の担い手となるためには、防災に関する知識や技能を身につけること、それから、自分だけではなくて地域の防災に関して思考力や判断力を身につけること、進んで防災にかかわろうとする態度が大切でありまして、これらの力は、公民、保健体育、社会科、道徳科等の学校の教育活動全てを通して身につけさせなければなりません。

また、地域の防災訓練に進んで参加したり、学校と地域が連携してDIG訓練（図上訓練）を実施したりして、生徒の防災の担い手となる意識を高めることが必要でございます。生徒が地域自主防災会の一員として活躍できるよう、自治会ごとの防災訓練に参加するというのは大変大切なことだと思っておりますけれども、学校での命を守る訓練、それから教科の学習、学校の教育活動、さらにはボランティアの一層の推進、こういったものを通して、その意識や知識技能を丁寧に高めていきたいと思っております。

〔10番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） ありがとうございます。

それでは、まず防災訓練の体制ですが、地域それぞれに課題を持って毎年やってはおりますが、本当に災害が起きたときに、町と自治会が連携し、そして自治会に避難生活の皆さんに寄り添って働いていただき、安心していただける、そうしたものにしていくためには、私は今のままでは体系立ってできていないような気がするんです。

特に、職員の皆さんもそれなりに役場の中でいろんな課との関係もあったりいろいろ思うんですが、そういう相互も含めて、いざなったときの体制づくりについてはどこまで進められているのか、まずお尋ねします。

○議長（尾関俊治君） 広江町長。

○町長（広江正明君） いわゆる長野議員が質問の中で想定をされた南海トラフ等を中心とする巨大地震の場合に、もちろん今言われたような液状化現象に対する被害もありますが、避難所に関しての体制というのは、当然、私どもも手配をして対応することになりますが、まずやはり役場の人間は、広域な災害の場合はやっぱり災害対策本部をきちっと打ち立てて、情報収集をしてからの話になると思います。その間に住民の皆さんは、それぞれの避難所へ避難をされ

て準備をされるわけであります。第一義的には、やはり避難所の立ち上げというのは、職員ではなくて地元の皆さんが、ある程度その場所における立ち上げをしていただくことが第一義的な行動として必要となってくると思います。そのために町内会連合会や自主防災会の皆さんは、HUG訓練をしながら実際に避難所の運営をどうするのか、誰が何をするのかということも踏まえて、今一つのグループの中で避難所ごと、地域ごとの町内会長さんがHUG訓練の中で、今そういう検討をさせていただいているところであります。

ただ、現実には地震が起こった場合、あるいは災害が起こった場合は、いわゆる自主防災会の会長さん自身が被災者になってしまうことでもありますから、それだけに対応を進める中で、自主防災会の会長さんや責任者の方だけが運営する立場ではなくなってきましたから、そういう危機感も持った避難所の運営をしていかなければならないことも想定をしながら、いろんな場合を考えてHUG訓練も含めて対応をしていくことを進めている中であります。

[10番議員挙手]

○議長（尾関俊治君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 町長さんのほうがずうっと、一番責任者として毎回の災害があるたびに考えられ、また職員ともそういう形で、いざ困ったときを考えていらっしゃる毎日であろうと思いますが、その中で、私はやっぱり地域では、まず大抵、各家庭の代表というか、おばあちゃん任せだったり、旦那任せであったり、個人そのもの全部が一つの災害に向かったの訓練をするなどというふうにはまだまだなっていないと私は思っておるんですが、その点では町長はどのように思っていますか。

○議長（尾関俊治君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 過去の笠松町の防災訓練といえば、中学校か小学校か大きなところで全体、あるいは警察や消防や重立った方と一緒にやると訓練が防災訓練だったのが、そういう訓練じゃなくて、今言われたように、各それぞれの町内会や避難所に対する備えを大事にしようということで、防災訓練の流れが変わってきて、今こういうことをやらせていただいています。

ただ、おっしゃるとおり、私も参加したこともあるんですが、現実の防災訓練といえば、出てみえるのはほんのごく一部の地域もあります。地域によっては、本当に子供も大人の人も高齢者の方も、あるいは障害者の方を救助して安否確認をして対応している地域もある。それをやはりしっかりみんなが徹底をしながら、町全体がそういう避難訓練を含めて災害時の安否確認も含めた体制づくりというのは、やっぱり一番、命を守る一つの大きな基本になると思いますから、こういうことをやっぱりもっと積極的に浸透させながら積み重ねていくことしかないと考えております。

子供も中学生も小学生も、おじいちゃん、おばあちゃんもみんな参加してくださいと声をか

けてやっている防災訓練が今の状況でありますから、そういうことをやっぱり啓蒙しながら進めていくことが大事なことだと思っています。

しかも、ニュースでも言われているように、30年の間に南海トラフの地震の可能性が70%なんて言われていますから、70%の可能性なんていうのは、あした、来年あってもおかしくない可能性でありますから、そう長い将来の話ではありませんので、まずそこから危機感を持った住民の皆さんの対応がないと、幾ら行政やみんなが声をかけても、そういう意識がなければやっぱりできないことでもありますから、まずその意識の醸成をすることが大事。そのためには何かといえば、何回もそういうことを言うことしかないのではないかと思って、今、絶えずHUG訓練も含めた自主防災会との連携をとっているのが現状だと思います。

[10番議員挙手]

○議長（尾関俊治君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 私は長池に住んでおりますので、長池のことしかわからない部分もありますけれど、なかなか住民の皆さんとお話するときには、今、町長さんが言われましたように、もう近づいてきているような気がしているというのがみんなの思いですよ。

だけど、じゃあそれでということになると、私、ちょっと先ほどの質問の中で提案しましたように、もうちょっとできることを急がなければならないのではないかと思うわけです。

というのは、小学校区単位とか、それは考えてみると本当に町を挙げて、全町が一斉清掃と同じような形で、きょうはそういう日ということで、中学生の皆さんも高校生の皆さんも、みんな一緒にやるような体制に一日も早くつくっていかないといかんのではないかなと思います。私の提案が全てではないので、ぜひこれからあと、それこそ、あした来てもおかしくない一面があるわけですので、少しでも間に合わせていくためにも、もっと意識の高揚が必要かと思えます。それから教育長さんが言われましたように、中学生も高校生もそういう地域に役立つ災害のための大きな力になるということも、国もわかっているし、教育長さんもわかっておってくださいし、そうしたら、それも生かして、そして本当に防災をやったぞと、笠松町がみんな防災のために実をつけていくという点でも、もう少し必要ではないかと思えます。そういう形にするために、防災の日というようなのを、国はやっておりますけれども、そうじゃなくて、私たち笠松町民の防災の日をきちっと、課題も一緒に考えながらやっていくような機会をつくっていくことがもっと大事になってきているんじゃないかということを思うんですが、どうでしょうか。

○議長（尾関俊治君） 広江町長。

○町長（広江正明君） そういうことで、また防災に対する啓蒙をしていくことは大事な方法だと思いますから、どういう方法で何をするかということに対しては考えていかなきゃならないと思いますので検討させていただきたいと思えます。

ただ、実際の災害のときには、やっぱり避難所単位、小学校、中学校単位の避難所へ集まることであると思いますが、いわゆる小・中学生の意識にしても、今までの災害の避難所を見ていましたら、避難所へ来た小学生が、自分も避難者であるんですが、避難所へ来たおじいちゃん、おばあちゃんの肩をもんだり、肩をたたいたり、足をもんだり、自主的にそういうことをやっている姿があらわれたり、混乱している受付で、中学生が自主的に仕分けをして伝達をしているという姿を見ると、これは訓練したわけじゃないと思うけど、自然的にやっぱりそういうことができるようになってきていることもあると思います。

大人が受け付けをしても、子供がそういうことをやっている姿を見れば、すぐ伝えたり、案内したりすることは、小・中学生が一体となって避難所の中で活躍ができることであります。大人と同じことをやれというわけではなくて、自然にそういうようなすみ分けをしながら、子供たちが自主的に動いている姿というのは、実際ニュース等で見たときには感動するものがあると思います。そういうことをやはり平素から植えつけていくことが一番大事だと思います。今言われたような町全体で防災の啓蒙ができる対応をする方法を検討はしてみたいと思います。

[10番議員挙手]

○議長（尾関俊治君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） どうか、その点よろしく願いいたします。

あとは、災害があるたびに、皆さん体験からの要望によって充実されて、避難所の関係だとか、それから家屋の全壊・半壊についてもどう対処するのか、また流れ込んだ砂などについてもどう責任を持ってやっていくのか、そうしたいろいろな対応が充実されながら、法が逐次つくられていったり、積み上げられてきているように思います。やはりいざとなったとき、私たち議員はやっぱり皆さんの先頭に立って災害に対して寄り添っていかなければならないと思いますので、そのための現時点での手続方法だとか、こんな法律があるよとか、そうしたものを少しまとめて、皆さんで勉強できる機会があったほうが良いように思います。職員も法律が次々に変わってくる中で、全部が明らかになるということにはならないと思いますが、どこかで区切りを切って、1年に1回ぐらいずつ、特にことしのようにたくさんこうした災害が起こると、その都度、要望もまた地域によって違うこともよくわかってきましたけれど、今の基準で何が助けてあげられるのか、どんな法律があるのか、そのあたりも含めて勉強する機会をつくっていただけたらなというふうに思いますが、それはどうでしょうか。

○議長（尾関俊治君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今おっしゃったことに関しては、やはり検討してまた御相談したいと思います。災害といっても地震だけではなく。ことしのように、いわゆる水害や台風やいっぱいそういう自然災害が出てまいりました。当然、私どもの町には水害に関しては水防団、そしてまた消防団等、いわゆる地域の担い手の皆さんがお見えになりますので、そういうもの

も一体となった対応をしなければ、地震だけの対応で済むものではないと思っていますので、そういうことを含めた総合的な防災対策に対して、あるいはまたそれに関するいろんな法律に関して勉強会ができれば、機会をまた考えていきたいと思っています。

[10番議員挙手]

○議長（尾関俊治君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） ありがとうございます。

まだまだいつ起こるかわからないし、何が起こるか。ただ、笠松町自体は、津波については心配ないけれども、液状化と地震、そして台風などの水害、大きな木曾川もあるわけですので、木曾川が決壊したりするようなときには日本中大変なことになるだろうとは思っていますけれど、やっぱり皆さんの不安に答えていけるよう努力していきたいと思いますので、お願いをいたしまして質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（尾関俊治君） お諮りいたします。一般質問の途中ですが、本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。お疲れさまでした。

延会 午後2時25分